

## 酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領の一部改正について

### 1 改正する要領

酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

### 2 改正理由

- (1) 現在、維持管理負担金の納付期限は、第4期を除き、四半期ごとの最初の月の20日としているが、一部市町から、資金不足が生じないよう月末に変更してほしい旨の依頼があった。事前に流域関連市町に意見照会を行ったところ、特に支障はないと認められたため、第1期から第3期までの納付期限を月末に変更する。なお、第4期については現行のままとする。
- (2) 納付期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合についての取扱いについて要領上明確になっていなかったため、明文化する。

### 3 改正内容

- (1) 第1期から第3期までの納付期限をそれぞれ定められた月の月末とする。
- (2) 納付期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、翌開庁日を納付期限とする。

### 4 施行期日

平成26年4月1日

新旧対照表 (案)

○酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

新		旧																																									
<p>8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>間</th> <th>納付期限</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>期</td> <td>4月30日</td> <td>維持管理負担金の1/6の額</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>期</td> <td>7月31日</td> <td>維持管理負担金の1/4の額</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>期</td> <td>10月31日</td> <td>維持管理負担金の1/3の額</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>期</td> <td>出納整理期間中で定める日</td> <td>&lt;補正後の維持管理負担金&gt; -&lt;第1期～第3期の納付済額&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	期	間	納付期限	納付額	第1期	期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額	第2期	期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額	第3期	期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額	第4期	期	出納整理期間中で定める日	<補正後の維持管理負担金> -<第1期～第3期の納付済額>	<p>8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとし、各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。 なお、年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>間</th> <th>納付期限</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>期</td> <td>4月20日</td> <td>維持管理負担金の1/6の額</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>期</td> <td>7月20日</td> <td>維持管理負担金の1/4の額</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>期</td> <td>10月20日</td> <td>維持管理負担金の1/3の額</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>期</td> <td>出納整理期間中で定める日</td> <td>&lt;補正後の維持管理負担金&gt; -&lt;第1期～第3期の納付済額&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	期	間	納付期限	納付額	第1期	期	4月20日	維持管理負担金の1/6の額	第2期	期	7月20日	維持管理負担金の1/4の額	第3期	期	10月20日	維持管理負担金の1/3の額	第4期	期	出納整理期間中で定める日	<補正後の維持管理負担金> -<第1期～第3期の納付済額>
期	間	納付期限	納付額																																								
第1期	期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額																																								
第2期	期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額																																								
第3期	期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額																																								
第4期	期	出納整理期間中で定める日	<補正後の維持管理負担金> -<第1期～第3期の納付済額>																																								
期	間	納付期限	納付額																																								
第1期	期	4月20日	維持管理負担金の1/6の額																																								
第2期	期	7月20日	維持管理負担金の1/4の額																																								
第3期	期	10月20日	維持管理負担金の1/3の額																																								
第4期	期	出納整理期間中で定める日	<補正後の維持管理負担金> -<第1期～第3期の納付済額>																																								
<p>(1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日当たるときは翌開庁日とする。 (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。 (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。</p>	<p>(1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日当たるときは翌開庁日とする。 (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。 (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。</p>	<p>9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。</p>	<p>9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。</p>																																								

# 酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

## (改正後の全文)

- 1 本要領は、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
  - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。
  - (1) 県負担額  
＝ 水質管理費の公費の1/2の額  
＋ 調査研究費の1/2の額  
＋ 業務管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額  
＋ 一般管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額  
＋ 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額  
＋ 広報費の1/2の額
  - (2) 関連市町負担総額  
＝ 負担対象額 － 県負担額
- 5 各年度の維持管理負担金は、次により算定した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。

$$\begin{aligned} \text{当該年度各市町} \\ \text{維持管理負担金} &= \left( \begin{array}{cc} \text{当該年度関連} & \text{当該年度各市} \\ & \times \\ \text{市町負担総額} & \text{町予定負担率} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{前々年度関連} \\ \text{市町負担総額} \end{array} \right) \\ &\quad \times \left( \begin{array}{cc} \text{前々年度各市} & \text{前々年度各市町} \\ & - \\ \text{町実績負担率} & \text{維持管理負担金} \end{array} \right) \end{aligned}$$

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{有収水量（予定・実績）}}{\text{総有収水量（予定・実績）}}$$

7 各年度の有収水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定有収水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績有収水量は、流域関連公共下水道を使用するものに対して各市町が当該年度に排水した量として調定した年間総排水量とする。
- (3) 実績有収水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙-1により各市町が報告した排水量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第 4 期	出納整理期間 中で定める日	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。
  - (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
  - (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。
- 9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。
- 10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
- 11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
- 12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

附 則

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

## 平成 年度実績有収水量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した有収水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

件数	賦課排水量	減免した排水量	調定排水量
	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年

(問い合わせ先 内 )

## (注意事項)

- 1 本報告書の調定排水量をもって実績有収水量とする。
- 2 本報告の排水量は、当該年度内に流域関連公共下水道に流入した年間の総排水量とする。
- 3 賦課排水量とは、製品として出荷された水量等を除いた後の、流域関連公共下水道に流入するとして各市町が認定した水量とする。
- 4 減免排水量とは、条例に基づき生活保護世帯等の減免した水量とする。
- 5 調定排水量とは、賦課排水量から減免排水量を除いたものとする。
- 6 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。